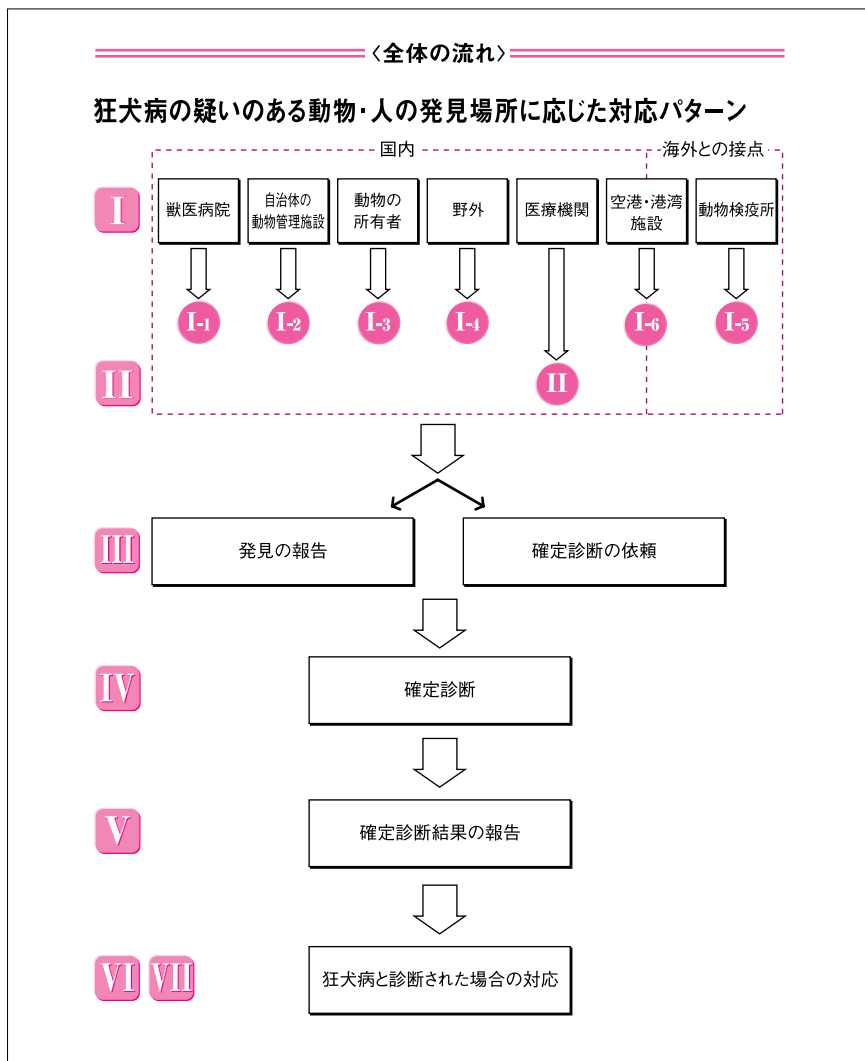


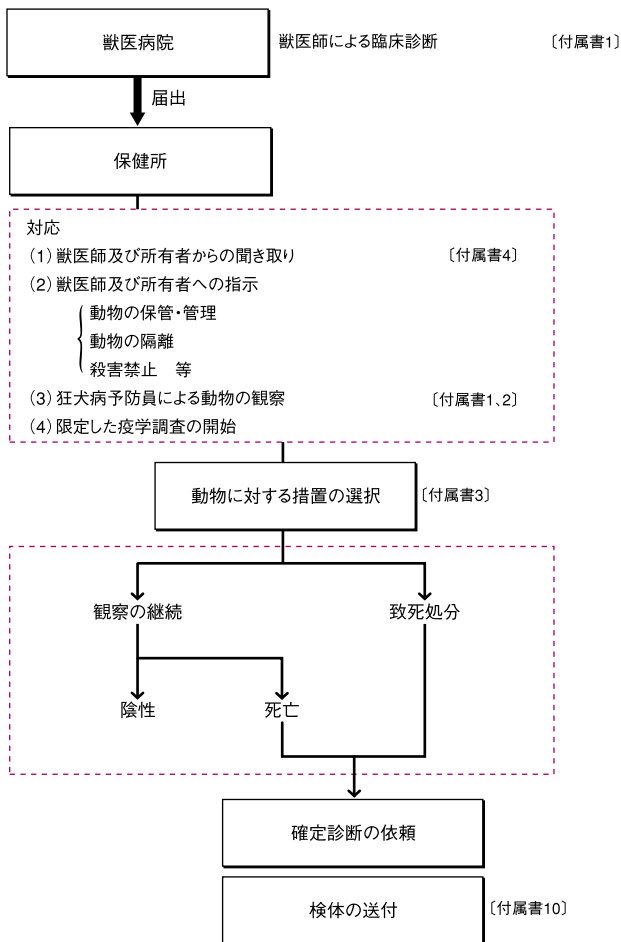
狂犬病対応ガイドライン2001

<対応のフローチャートと概要>

1.フローチャート

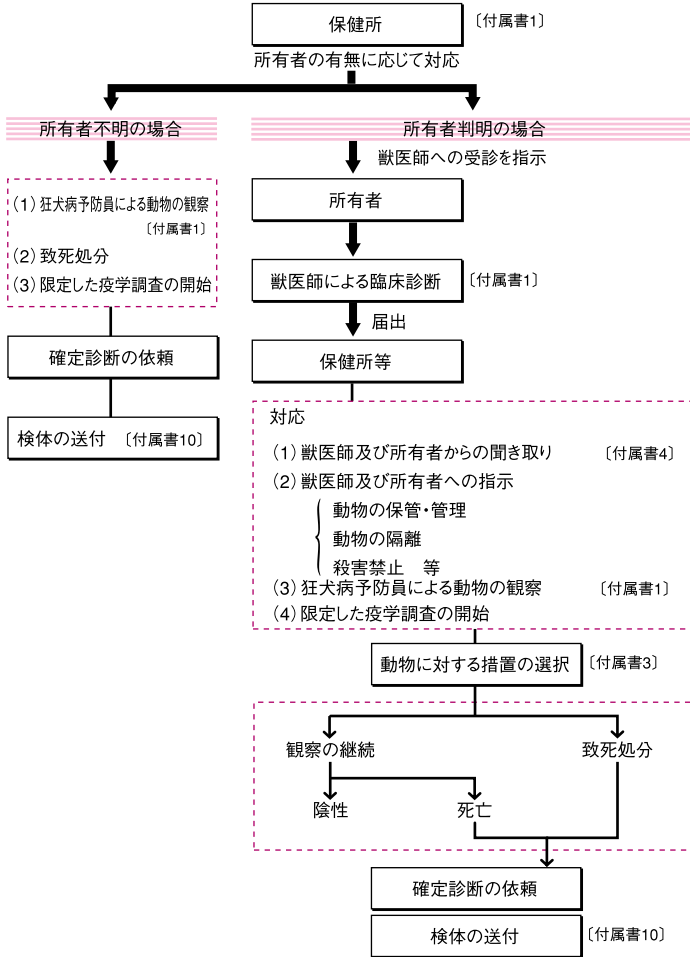


I-1 獣医病院で発見した場合（P. 22）



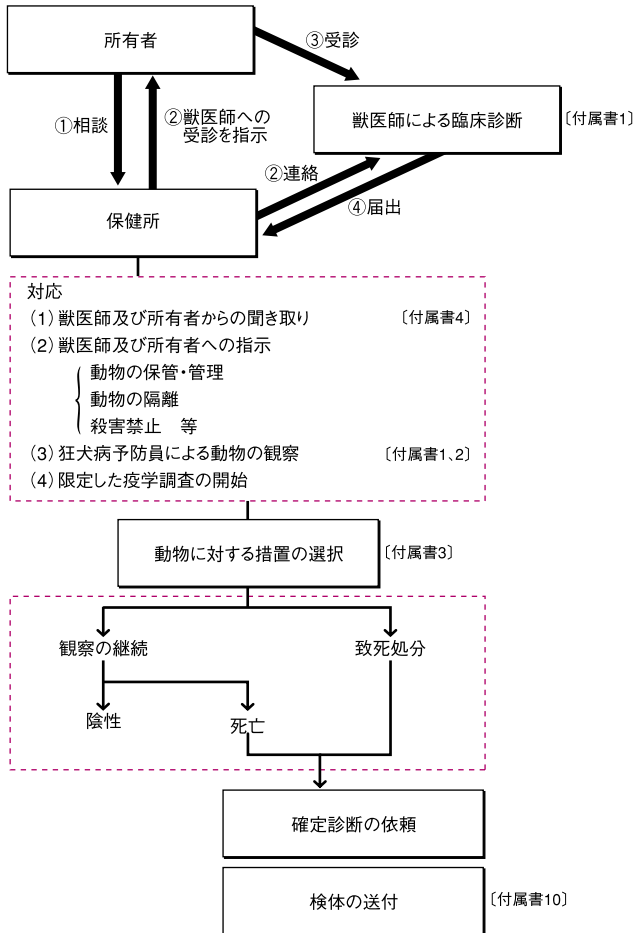
- 付属書 1 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴
- 付属書 2 動物の保管依頼書様式例
- 付属書 3 動物に対する措置の選択の基準
- 付属書 4 発見者からの聞き取り調査票
- 付属書 10 確定診断のための検体送付方法等

I-2 自治体の動物管理施設で発見した場合（P. 25）



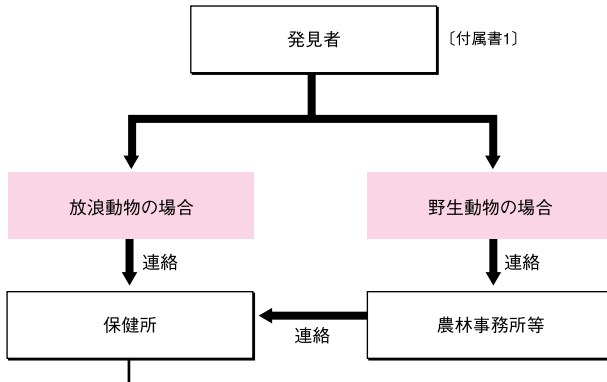
- 付属書 1 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴
- 付属書 3 動物に対する措置の選択の基準
- 付属書 4 発見者からの聞き取り調査票
- 付属書 10 確定診断のための検体送付方法等

I-3 動物の所有者が発見した場合（保健所に相談があった場合）(P. 28)



- 付属書 1 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴
- 付属書 2 動物の保管依頼書様式例
- 付属書 3 動物に対する措置の選択の基準
- 付属書 4 発見者からの聞き取り調査票
- 付属書 10 確定診断のための検体送付方法等

I-4 野外で発見した場合（P. 29）



対応

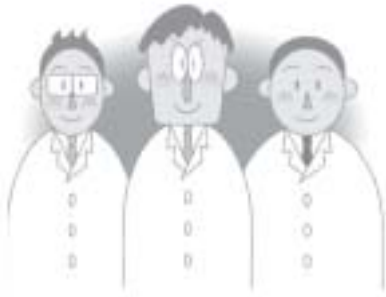
(1) 発見者からの聞き取り

〔付属書4〕

(2) 動物の捕獲

(3) 動物管理施設への搬送・保管

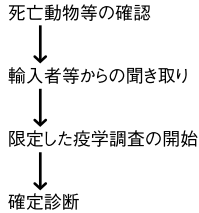
(以下、「I-2.自治体の動物管理施設で発見した場合」に従い対応)



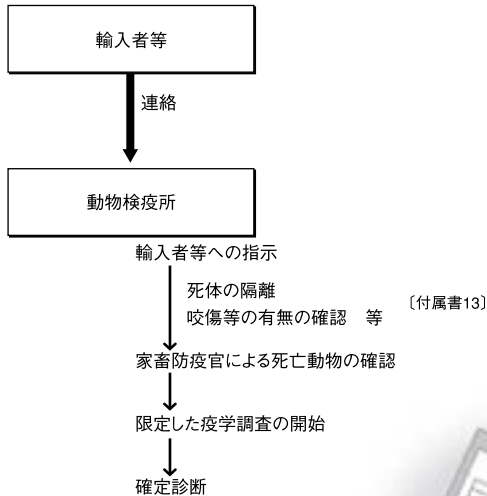
付属書 1 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴
付属書 4 発見者からの聞き取り調査票

I-5 動物検疫所で発見した場合 (P. 31)

(1) 動物検疫所内（通常の検疫）の場合 [付属書12]



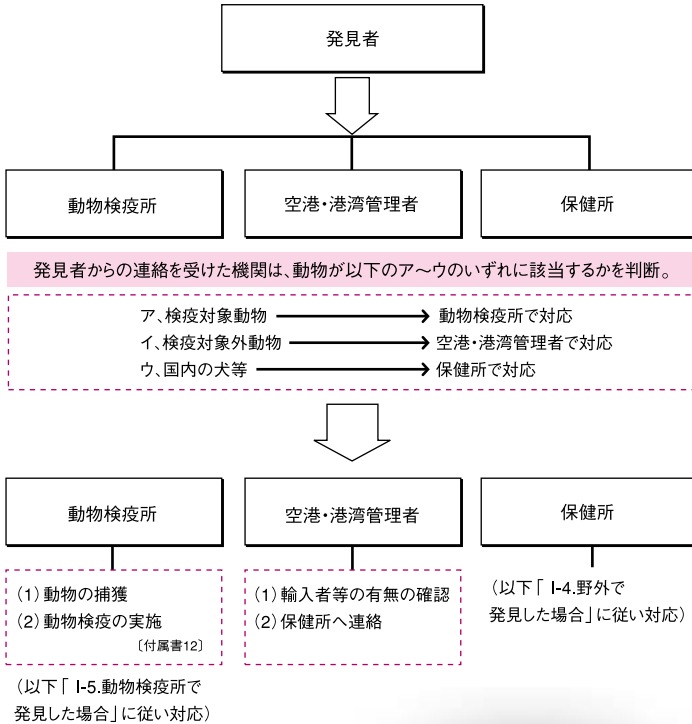
(2) 家畜防疫官指定場所（特例の輸入者等自宅での検疫）の場合



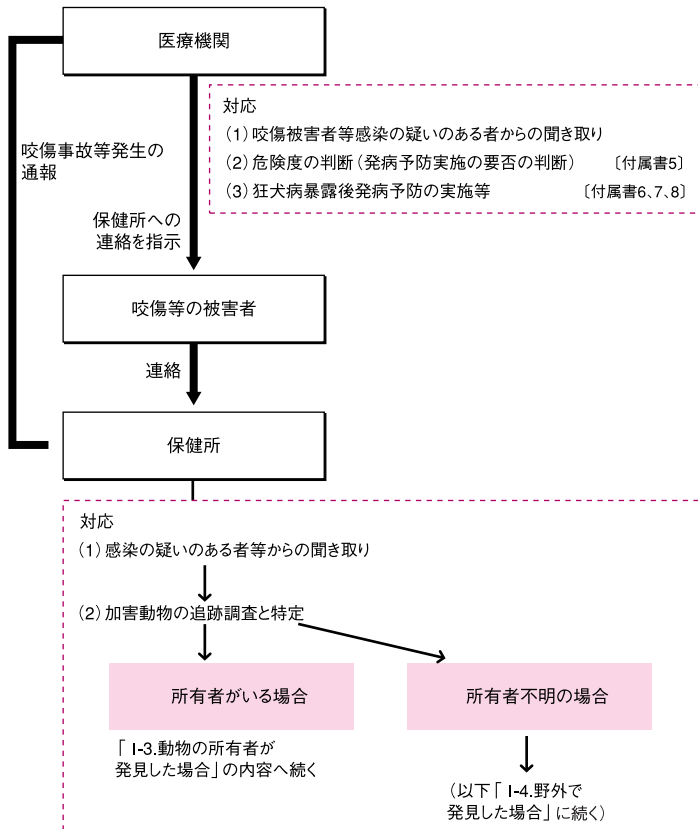
付属書 12 犬・猫等の輸出入検疫について

付属書 13 汚染物品等の消毒方法

I-6 空港・港湾施設内で発見した場合（P. 34）



III 狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応 (P. 35)

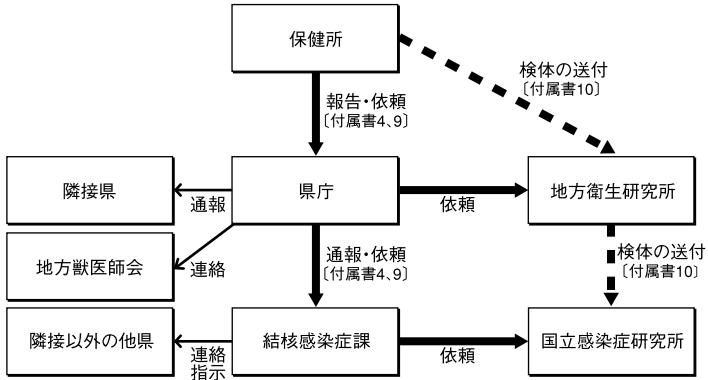


- 付属書 5 咬傷被害者への治療
- 付属書 6 狂犬病が疑われる患者への対応
- 付属書 7 狂犬病と確定診断された患者への対応
- 付属書 8 狂犬病患者の家族への対応

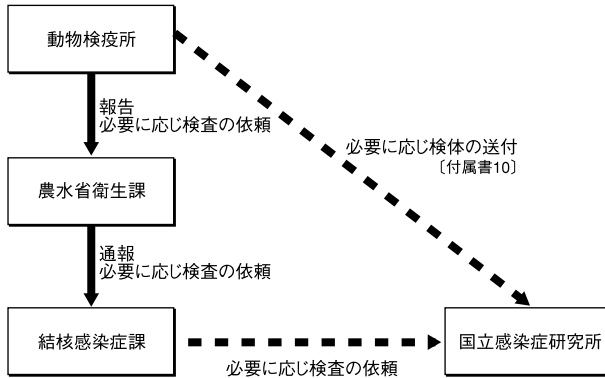


狂犬病の疑いのある動物発見の報告及び確定診断依頼 (P. 39)

1. 国内における発見の場合

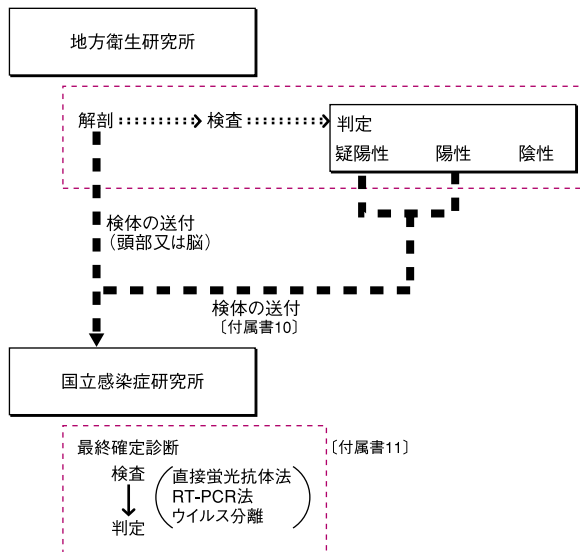


2. 動物検疫所における発見の場合



付属書 4 発見者からの聞き取り調査結果票
 付属書 9 狂犬病の疑いのある動物発見の報告用様式例
 付属書 10 確定診断のための検体送付方法等

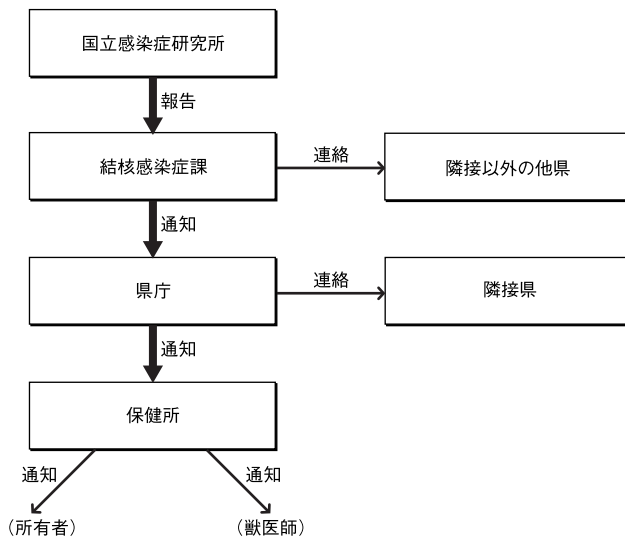
IV 確定診断 (P. 42)



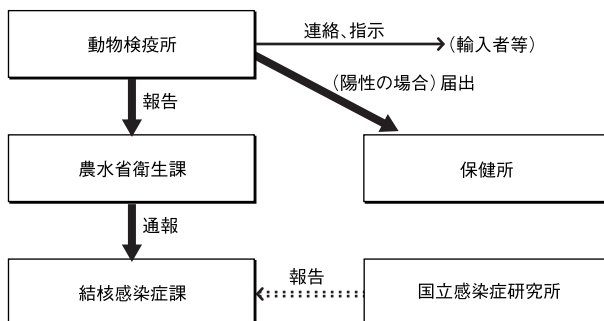
付属書 10 確定診断のための検体送付方法等
付属書 11 確定診断のための検査方法

V 確定診断結果の報告のフローチャート (P. 44)

1. 国内における発見の場合



2. 動物検疫所における発見の場合



2. 概要

- ・ 狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断前までの対応 …………… 22
- 1. 獣医病院で発見した場合 …………… 22
 - (1) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出 [付属書1]
 - (2) 届出を受けた保健所における対応
 - ア 獣医師及び所有者からの聞き取り [付属書4]
 - イ 獣医師及び所有者への指示（動物の保管・管理、隔離、殺害禁止、死体の引渡し、暴露後発病予防の指示）
 - ウ 動物の観察 [付属書1、2]
 - エ 限定した疫学調査の開始
 - (3) 保健所における動物に対する措置の選択 [付属書3]
観察の継続又は致死処分
 - (4) 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付 [付属書10]
- 2. 自治体の動物管理施設で発見した場合 …………… 25

犬の場合は公示を行い、以下の場合に応じて対応。

- (1) 所有者不明動物の場合
 - ア 動物の観察 [付属書1]
 - イ 致死処分
 - ウ 疫学調査の準備
 - エ 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付 [付属書10]
- (2) 犬の所有者判明の場合
 - ア 保健所から所有者への指示（1の（2）のイ参照）
 - イ 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出 [付属書1]
 - ウ 届出を受けた保健所における対応

- (ア) 獣医師及び所有者からの聞き取り(1の(2)のア参照)[付属書4]
- (イ) 獣医師及び所有者への指示(1の(2)のイ参照)
- (ウ) 動物の観察(1の(2)のウ参照)[付属書1]
- (エ) 限定した疫学調査の開始
- エ 保健所における動物に対する措置の選択(1の(3)参照)[付属書3]
観察の継続又は致死処分
- オ 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付
[付属書10]

3. 動物の所有者が発見した場合.....28

- (1) 所有者から保健所への連絡
- (2) 連絡を受けた保健所から所有者への指示(1の(2)のイ参照)
- (3) 所有者及び保健所からかかりつけ獣医師への連絡
- (4) 臨床診断を行った獣医師から保健所への届出[付属書1]
- (5) 届出を受けた保健所における対応
 - ア 獣医師及び所有者からの聞き取り(1の(2)のア参照)[付属書4]
 - イ 獣医師及び所有者への指示(1の(2)のイ参照)
 - ウ 動物の観察(1の(2)のウ参照)[付属書1、2]
 - エ 限定した疫学調査の開始
- (6) 保健所における動物に対する措置の選択(1の(3)参照)[付属書3]
観察の継続又は致死処分
- (7) 保健所から都道府県等主管課への確定診断の依頼と検体の送付
[付属書10]

4. 野外(野生動物・放浪動物)で発見した場合.....29

- (1) 発見者から保健所への連絡[付属書1]
 - ア 野生動物の場合

- イ 放浪動物（野生動物を除く。）の場合
 - (2) 保健所による発見者からの聞き取り（1の（2）のア参照）[付属書4]
 - (3) 動物の捕獲
 - (4) 動物管理施設への搬送・保管
 - （以下「2 自治体の動物管理施設で発見した場合」に従い対応）
5. 動物検疫所で発見した場合 31
- (1) 動物検疫所内の場合 [付属書12]
 - ア 家畜防疫官等による死亡動物等の確認
 - イ 輸入者等からの聞き取り
 - ウ 限定した疫学調査の開始
 - エ 動物検疫所による確定診断
 - オ 国立感染症研究所への検査の依頼
 - (2) 家畜防疫官指定場所（輸入者自宅等）の場合
 - ア 輸入者等から動物検疫所への連絡
 - イ 動物検疫所から輸入者等への指示（1の（2）のイ参照）
 - ウ 動物検疫所による死亡動物の確認
 - エ 限定した疫学調査の開始
 - オ 動物検疫所による確定診断
 - カ 国立感染症研究所への検査の依頼
6. 空港・港湾施設内で発見した場合 34

発見された動物が以下のア～ウのいずれに該当するかを判断して対応。

- ア 検疫対象動物である場合
 - イ 検疫対象外動物である場合
 - ウ 国内の犬等である可能性が高いと判断される場合
- (1) 動物検疫所における対応 [付属書12]

(2) 空港公園等における対応	
(3) 保健所における対応	
. 狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応	35
1. 医療機関における対応	35
(1) 感染の疑いのある者からの聞き取り	
(2) 危険度の判断 [付属書5]	
(3) 狂犬病暴露後発病予防の実施	
(4) 人の狂犬病の検査法 [付属書6、7]	
(5) 咬傷被害者等に保健所への連絡を指示	
(6) 医師から保健所への通報	
2. 感染の疑いのある者(又は医師)からの連絡を受けた保健所における対応	38
(1) 感染の疑いのある者等からの聞き取り	
(2) 加害動物の追跡調査とその特定	
ア 加害動物に所有者がいる場合	
(の3「動物の所有者が発見した場合」に従い対応)	
イ 加害動物が野外(野生動物・放浪動物)にいる場合	
(の4「野外動物で発見された場合」に従い対応)	
. 狂犬病の疑いのある動物発見の報告及び確定診断依頼	39
1. 国内における発見の場合	39
(1) 保健所	
ア 都道府県等主管課への報告 [付属書4、9]	

イ 確定診断の依頼

ウ 地方衛生研究所への検体の送付 [付属書10]

(2) 都道府県等主管課

ア 厚生労働省結核感染症課 (以下「結核感染症課」という。) への通報
[付属書4、9]

イ 隣接他県への連絡

ウ 地方獣医師会への連絡

エ 結核感染症課への確定診断の依頼

(3) 地方衛生研究所

ア 国立感染症研究所への検体の送付 [付属書10]

(4) 結核感染症課

ア 確定診断の依頼

イ 隣接以外の他県への連絡・指示

2. 動物検疫所における発見の場合 41

(1) 動物検疫所

ア 農林水産省生産局畜産部衛生課 (以下「農水省衛生課」という。) への報告

イ 検査の依頼

ウ 国立感染症研究所への検体の送付

(2) 農水省衛生課

ア 結核感染症課への通報

イ 検査の依頼

(3) 結核感染症課

ア 検査依頼の連絡

.	確定診断	42
1.	確定診断における分担 [付属書10]	42
2.	狂犬病の検査方法 [付属書11]	43
3.	検査結果の確定	43
.	確定診断結果の報告	44
1.	国内における発生の場合	44
	(1) 国立感染症研究所から結核感染症課への報告	
	(2) 結核感染症課	
	ア 都道府県等主管課への通知	
	イ 隣接以外の他県への連絡	
	(3) 都道府県等主管課	
	ア 地方衛生研究所及び保健所への通知	
	イ 隣接他県への連絡	
	(4) 保健所から所有者、獣医師等への通知	
2.	動物検疫所における発見の場合	45
	(1) 動物検疫所	
	ア 農水省衛生課への報告	
	イ 管轄保健所への届出（陽性の場合）	
	ウ 輸入者等への連絡	
	(2) 農水省衛生課から結核感染症課への通報	
	(3) 国立感染症研究所から結核感染症課への報告	

・ 確定診断により陽性と診断された場合の対応	46
1. 調整会議の開催	46
2. 中央、地方及び現地連絡会議の立ち上げ(調整会議の結果に応じて実施).....	46
連絡会議の構成(事務局、関係機関、関係団体)	
3. 連絡会議の事務	47
(1) 中央連絡会議	
ア 報道(正しい情報提供による風評、混乱の防止)	
イ 現状把握・分析	
ウ 関係機関・団体、自治体間の連絡調整	
エ 関連省庁、団体、自治体への協力依頼	
(ア) 動物検疫所	
(イ) 農水省衛生課	
(ウ) 検疫所	
(エ) 税関	
(オ) 警察庁	
(カ) 環境省自然環境局	
(キ)(社)日本獣医師会	
(ク)(社)日本医師会	
(ケ)(社)動物用生物学的製剤協会	
(コ) 発生地以外の自治体	
オ 広域疫学調査の指示	
カ 法的措置実施について自治体と協議・決定	
キ 物資調達(必要に応じ予算措置、ワクチンの緊急輸入)	
(ア) 動物用狂犬病ワクチンの緊急輸入の手配	
(イ) 人体用狂犬病ワクチンの緊急輸入の手配	
ク 狂犬病動物輸出国への情報提供	

(2) 地方連絡会議の事務

ア 報道

イ 犬のけい留命令等

ウ 現状把握・分析

エ 中央連絡会議・近隣他県への報告

オ 関連部局・団体間の連絡調整

カ 関連部局・団体への協力依頼

(ア) 医療関係課

(イ) 薬務関係課

(ウ) 警察本部

(エ) 野生動物担当課

(オ) 農林水産部衛生課

キ 疫学調査の指示

ク 法的措置実施についての中央連絡会議との協議・決定

(ア) 集合施設の禁止、移動禁止制限

(イ) 一斉検診

(ウ) 一斉ワクチン接種

(エ) 通行遮断

(オ) けい留されていない犬の捕獲・薬殺

ケ 物資調達(予算措置)

(3) 現地連絡会議の事務

ア 現地での疫学調査

調査内容は、 の1の(2)のエに従い実施する。

イ 地方連絡会議への報告

調査結果、対応状況等について逐次地方連絡会議へ報告する。

ウ 住民への啓発・指導

エ 狂犬病の疑いのある動物の隔離

(ア) 獣医師又は所有者から狂犬病の疑いのある動物発見の届出があった場合で、 の1の(2)のウに該当する場合

(イ) 所有者が判明しない動物を捕獲・収容した場合

- (ウ) 野生動物を収容した場合
- オ 法的措置の実施
 - (ア) 集合施設の禁止、移動制限
 - (イ) 一斉検診
 - (ウ) 一斉ワクチン接種
 - (エ) けい留されていない犬の捕獲・薬殺
- カ 狂犬病の疑いのある動物と接触した施設内にある全ての物品等の移送・移動禁止と施設の洗浄・消毒の指示 [付属書13]

・ 連絡会議の解散	56
・ 通常時の対応	57
1. 犬の登録、狂犬病予防注射の推進	57
2. 狂犬病対策に従事する者への感染防御対策	57
3. 国外からの侵入防止の徹底	58
(1) 動物検疫所における対策	
(2) 税関における対策	
(3) 検疫所における対策	
(4) 外国船内で飼育されている動物の不法上陸への対応	
国際港を有する自治体は、外国船員に対し動物を不法上陸させないよう周知する。	

4. 研修会の開催	58
(1) 行政関係者	
(2) 臨床獣医師	
(3) 医療関係者	
(4) 住民及び動物の所有者	
5. 狂犬病暴露後発病予防の可能な医療機関の把握	59
6. 人の狂犬病感染に対する適切な対応	59
7. 狂犬病の疑いのある動物の捕獲に係る関係部局との調整	59